

審 査 基 準

令和 6 年 7 月 14 日 作成

法 令 名：	銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項：	第 4 条第 1 項
処 分 の 概 要：	銃砲等又は刀剣類の所持の許可
原権者（委任先）：	愛知県公安委員会
法 令 の 定 め：	銃砲刀剣類所持等取締法第 4 条第 1 項、第 4 条第 3 項（許可）、第 4 条の 2（許可の申請）、第 5 条（許可の基準）、第 5 条の 2（猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの許可の基準の特例） 銃砲刀剣類所持等取締法施行令第 4 条（産業の用途に供するため必要な銃砲）、第 5 条（銃砲等の所持が許可される試験又は研究）、第 6 条（拳銃等の所持が許可される運動競技会等）、第 7 条（運動競技用信号銃等の所持が許可される運動競技会等）、第 8 条（指導用空気銃の所持が許可される運動競技会）、第 10 条（空気銃の所持が許可される 18 歳未満の射撃競技選手に係る運動競技会等）、第 11 条（銃砲等又は刀剣類の適正な取扱いに支障を及ぼすおそれがある病気）、第 12 条（銃砲等の構造又は機能の基準）、第 13 条（猟銃等講習会の講習課程修了者と同等以上の知識を有する者）、第 14 条（猟銃の所持が許可される 20 歳未満の者についての推薦）、第 15 条（人の生命又は身体を害する罪等）、第 16 条（現に所持している猟銃と同種類の猟銃の所持が許可される射撃競技選手に係る射撃競技等）、第 17 条（猟銃の所持の許可の基準の特例）、第 18 条（ライフル銃の所持が許可される射撃競技選手に係るライフル射撃競技等）、第 19 条（指導用空気拳銃の所持が許可される射撃競技指導員に係る運動競技会等）、第 20 条（クロスボウ講習会の講習課程修了者と同等以上の知識を有する者） 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第 1 条（届出及び申請の手続）、第 9 条（申請書の様式等）、第 10 条（申請書に添付する医師の診断書）、第 11 条（申請書の添付書類）、第 19 条（猟銃又は空気銃の構造又は機能の基準） 銃砲刀剣類所持等取締法第四条第一項第四号に規定する政令で定める者が行う推薦の数を定める規則 猟銃の口径の長さの特例に関する規則 暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則 銃砲刀剣類所持等取締法施行令第 5 条第 2 号の銃砲の範囲を定める命令
審 査 基 準：	別紙のとおり
標 準 処 理 期 間：	35 日（行政庁の休日は含まない。）
申 請 先：	申請者の住居地又は法人の事業場の所在地を管轄する警察署の生活安全課窓口
問 合 せ 先：	愛知県警察本部 生活安全部 保安課 銃砲危険物係 電話 052-951-1611 内線 3176
備 考：	